平成27年第6回にかほ市議会定例会会議録 (第4号)

1、本日の出席議員(19名)

番 悦 2 渡 部 幸 男 番 佐々木 春 4 伊 6 番 藤 知 8 番 飯 尾 明 芳 佐々木 志 10 番 弘 小 正 文 12 番 Ш 番 鈴 木 敏 男 14 宮 崎 16 番 信 18 番 佐 藤 元 菊 衛 20 番 地

3 番 佐々木 雄 太 三 5 番 奥 山 収 伊 藤 文 7 番 竹 9 番 市 Ш 雄 次 番 佐々木 平 嗣 11 伊 東 子 13 番 温 番 佐々木 明 15 正 番 照 17 加 藤 美 19 番 佐 藤 文 昭

- 1、本日の欠席議員(なし)
- 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐 藤 信 夫 班長兼副主幹 加 藤 潤 主 事 須 田 拓 也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 長 īF. 棤 Ш 忠 副 市 長 須 \blacksquare 彦 務 部 長 教 育 長 齋 藤 光 正 齋 藤 均 (危機管理監) 財 務 部 長 佐 藤 正 春 市民福祉部長 伊 東 秀 商工観光部長 農林水産建設部長 佐 藤 正 佐々木 敏 春 (雇用対策政策監) 教 育 次 長 齊 藤 行 ガス水道局長 橋 義 高 元 会計管理者 消 防 長 東 輝 洋 伊 善 鷰 藤 総務部総務課長 藤 隆 企 画 課 長 佐々木 哉 齋 俊 之 財 政 課 長 佐 藤 正 農林水産課長 佐 藤 克 之 観 光 課 長 均 農業委員会事務局長 亚 野 克 佐 藤 清

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成27年12月17日(木曜日)午前10時開議

- 第1 報告第7号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 議案第84号 平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の 報告及びその承認について(専決第10号)
- 第3 議案第85号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について の専決処分の報告及びその承認について(専決第11号)
- 第4 議案第86号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第12号)
- 第5 議案第87号 にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について
- 第6 議案第88号 にかほ市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 制定について
- 第7 議案第89号 にかほ市観光拠点センター条例制定について
- 第8 議案第90号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)について
- 第9 議案第91号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)に ついて
- 第10 議案第92号 平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第11 議案第93号 平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第2号)について
- 第12 一般会計予算特別委員会の設置
- 第13 議案及び陳情の付託
- 1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時08分 開 議

●議長(菊地衛君) ただいまの出席委員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第7号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての報告1件、日程第2、 議案第84号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びそ の承認について(専決第10号)から日程第11、議案第93号平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算 (第2号) についてまでの議案10件、計11件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

はじめに、報告第7号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。 通告がありましたので発言を許します。2番渡部幸悦議員。

●2番 (渡部幸悦君) 報告第7号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について質問をいた します。

経営状況報告書のですね1ページ、貸借対照表の中の流動資産、ねむの丘貯蔵品107万9,048円、この内容は何でしょうか。中身を見ましたところ、棚卸資産というかそういうふうなものの計上はされておらず、わざわざ貯蔵品という項目を作った理由を教えてください。

質問の2番ですけれども、同じく1ページ、自己資本比率63.6%という報告がございました。そして、超優良企業であるとの決算報告でありましたが、固定資産が1円(はまなす1円、ねむの丘0円)であり、一般企業では考えられない資産内容でございます。超優良企業と言うのであれば、この部分を一般的な資産価値に換算した上で、最終的な結果として言うべきことだと思います。建物の固定資産を一般的な価値換算した場合の計算上の自己資本比率と純利益は、どういう金額になるでしょうか。

- ●議長(菊地衛君) 答弁、商工観光部長。
- ●商工観光部長(佐々木敏春君) それでは、御質問にお答えをいたします。

御質問の一つ目、貯蔵品についてでございますが、前段の貯蔵品の内容といたしましては、ねむの丘の温泉施設にかかわるものでございまして、白湯――普通のお湯になりますけれども、それと温泉用の熱交換消音器という部品、計2個でございます。この部品が故障した場合、入浴営業を停止することになりますが、この部品は受注生産となっておりまして、発注から納品まで2ヵ月を要します。そのため、故障した場合においても速やかに温泉営業が継続できるようにこの部品を保管しているもので、販売に供する商品ではございませんので貯蔵品に計上しているものでございます。

また、後段の棚卸資産に計上せず貯蔵品という項目を作った理由とのことでございますが、貯蔵品というのも勘定科目にございまして、正規に資産として計上いたしまして棚卸しをしていると、こういうことでございますので、よろしくお願いします。

次に、御質問の二つ目でございますけれども、観光開発株式会社における土地建物は、ねむの丘、はまなす事業部、ともに市所有となっておりまして、観光開発株式会社における両施設は、指定管理者制度により市から経営管理を任されているものであることは御存じのとおりでございます。

御指摘は、優良企業というのであれば、土地と建物の取得にかかわる数値、これを資産と負債に 計上した上で言うべきであるということでございますけれども、補足説明の趣旨は、あくまで財務 運営における健全性を御理解いただくために自己資本比率を申し上げたものでございまして、議員 が御指摘されるような、にかほ市観光開発株式会社が一般企業と比較し優良企業であるという評価 をするためのものでないことを御理解いただきたいと思います。以上です。

- ●議長(菊地衛君) 渡部幸悦議員。
- ●2番 (渡部幸悦君) 最初の質問の方で再質問いたします。

確かにその棚卸資産ではなくて貯蔵品というふうなものは、会計上認められていた勘定科目であることは確かでございますが、それを一つの資産として見ることができる。いろいろその部品の方の持っている在庫というふうな形だというふうなことで私は解釈しましたけれども、そのところをその損益計算上や販管費の方ではなくて、貯蔵品というものを使ったその理由というものをちょっと教えてもらえますか。

それともう一つ、2番目の方の質問でございます。

私は、にかほ市観光開発株式会社、こちらは公共性の非常に高いそういうふうな事業であり、一般企業と同列に考えるというふうなことは、当然私はそういうふうに思っていませんけれども、その超優良企業であるというふうなその表現というのはですね、もしそういうふうなことであれば、きちんとその一般企業と同列な形でのその比較をした上で表現するべきものであり、その超優良企業というふうなことをわざわざあの場で言う必要はないのではないかというふうにして思ったんですけど、ここにわざわざこの超優良企業というふうなことをあえて言ったその理由というのを、もう一回答弁いただきたいというふうにして思います。

- ●議長(菊地衛君) 商工観光部長。
- ●商工観光部長(佐々木敏春君) 一つ目の回答に対する再質問でございますけれども、貯蔵品というのは貸借対照表の流動資産の方に載ってございます。これは現金からいろいろございますけれども、全部棚卸しの対象となる流動資産、資産ということになるというふうに考えてございます。ですから、この貯蔵品になっているのは、商品ではない温泉の施設の部品が壊れた場合に、それを早急に対処するためにキープをしておくという、こういうたぐいのものでございまして、税理士の方からもしっかり確認しておりますけれども、これは貯蔵品とするのが実態に合った対処であると、処理であるというふうに解釈してございます。

二つ目の御質問でございますけれども、補足説明で申し上げましたのは、観光開発株式会社が携わる小売り、あるいは宿泊、飲料、サービスの業種のどの経営指標から見ても、優良企業となる範疇に収まるもので、安定した財務運営が行われているということで、一つの評価をする判断基準として自己資本比率、優良企業の範疇に入るというものを使ったまででございまして、一般に言う優良企業であるというようなものを主張するための指標ではないということを重ねて御理解いただきたいと思います。

- ●2番(渡部幸悦君) 終わります。
- ●議長(菊地衛君) これで報告第7号の質疑を終わります。

次に、議案第84号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第10号)から議案第87号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてまで4件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 質疑なしと認めます。これで議案第84号から議案第87号まで4件の質疑を終わります。

次に、議案第88号にかほ市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例制 定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。3番佐々木雄太議員。

- ●3番(佐々木雄太君) それでは、私からは議案第88号にかほ市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例制定について質疑いたします。
- 一つ目として、本議案を上程するに当たり、委員定数や報酬について、どのような場で審議され、 どのような意見が出されたのか、審査過程の詳しい説明を求めます。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の設定根拠について、いま一度詳しい説明を求めます。

二つ目として、農業委員の委員、農地利用最適化推進委員、それぞれの業務、役割について具体的な説明を求めます。

- ●議長(菊地衛君) 答弁、農業委員会事務局長。
- ●農業委員会事務局長(平野清克君) 委員定数や報酬について、どのような場で審議され、どのような意見が出されたかとの質問ですが、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数については、1 0月15日の農業会議主催の会議で説明がありましたので、11月7日の総会終了後に農業委員会で意見の集約を図りました。現在の農業委員数は24名ですが、その内訳は公職選挙法による委員18名、農業団体からの推薦委員3名、議会からの推薦委員3名となっております。改正法では、公職選挙法による委員制度がなくなり、公募または推薦により市長が議会の同意を得て任命することになります。なお、農業委員の定数については、農業者数が1,100人以上6,000人以下、また、面積が1,300~クタール以上5,000~クタール以下の場合に農業委員数は19人以内という基準があります。ここに本市は該当します。

また、改正法では、現在の農業委員の半数程度が目安とのことから、農業委員定数が24名ですので、半数の12名としたところでございます。

改正法により新たに設置される農地最用最適化推進委員の定数については、本市の農地面積は3,875~クタールでありますが、改正法の基準として農地面積を100で除していた数以下であること——この場合、本市の場合は38名程度になりますが——を目安として示していることから、農地利用最適化推進委員の管轄面積としては多いのですが、これまでの農業委員定数である24名との兼ね合いや推進委員は旧3町ごとに管轄面積を割り振ることになりますので、旧3町の農地面積に照らして仁賀保地域及び象潟地域がそれぞれ4名、金浦地域が2名と考え、総数として10名としたものでございます。

報酬については、現在の本市農業委員報酬は、県内の市民数や農地面積が同じくらいの市と比べて低いことや合併後の引き上げ改正から8年が経過したことを考えあわせて、引き上げを勘案しております。

また、改正法による新農業委員及び農地利用最適化推進委員については、県内で井川町と本市が

最初の取り組みですので、参考事例がないことから、引き上げ額については直近の議員報酬のアップ率を参考に、同率の約13%程度加算として積算しております。

農地利用最適化推進委員報酬については、農業委員と比べると議決権がなく、必ずしも総会に出席する必要がないことや、これまでの現農業委員の活動実績などを勘案して、半数程度が妥当と考えたところでございます。

以上のように、現農業委員会では、条例制定に当たり今申し上げた内容が妥当として、提案者となる市当局に意見具申を行ったところでございます。

2番目の農業委員、農地利用最適化推進委員の業務についてですが、農業委員の活動は委員会に出席して審議し、農業委員会として決定することが主体となります。農地等の利用の最適化の推進だけでなく、農地法等による農地の利用調整や土地改良法等の法令により、農業委員会の権限とされた許認可等の業務も実施します。

また、農地利用最適化推進委員ですが、農業委員会の総会での議決権はありませんが、総会で意見や報告を求められるほか、農地等の利用の最適化の推進については意見を述べることになります。また、遊休農地の発生防止や解消に向けた農地パトロール、担い手への農地の集積、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動も業務になります。以上です。

- ●議長(菊地衛君) 佐々木雄太議員。
- ●3番(佐々木雄太君) 御説明いただきました。

定数の設定に関してはですね、今年の9月ですか、農林水産省の方から農地法の改正についてということの指導が来てるので、それに、この中身を見てもですね、その定数に関する設定がされているので、定数に関してはそれなりのあれがあるのかもしれませんけれども、この農業委員の報酬もですね、私、農業会議の方にヒアリングを行いまして県内各地の報酬、私調べましたけれども、確かに他の市町村と比較しても農業委員の報酬、低い方だという認識は持っております。上げることに対して賛成とか反対とかということじゃなくてですね、その報酬の設定根拠ですよね、その13%、前例がないから議員報酬、直近のまず例で議員報酬を上げた率に設定したというところでですね、最初からもうドーンとその議員報酬にあわせてという話が出たのか、どういう話だったのかどうか、そこら辺の審議過程をもうちょっと詳しく聞かせていただきたいなというふうに思います。その点ちょっとお伺いします。

- ●議長(菊地衛君) 農業委員会事務局長。
- ●農業委員会事務局長(平野清克君) これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、類似の――市と比べてかなり低いということから、比べるところがなかったもんですから、参考事例がないことから引き上げについても、やはり直近の議員報酬のアップ率を参考として積算したわけでございます。以上です。
- ●議長(菊地衛君) 佐々木雄太議員。
- ●3番(佐々木雄太君) 自己の思いを乗せてはいけないということなのであれなんですけども、 ちょっとやはり納得がいかないところがあるんですが、今回この本市でこの議案を上程するに当 たって、ほかの市町村の農業委員会事務局に私も問い合わせをしましたけれども、やはりはっきり

言って周りも今回にかほ市さんで上程するこの議案に対して注目していると、どこの農業委員会の 事務局長さんもおっしゃっておりました。であるから、なおさらこの定数もそうですけれども、こ の報酬を上げるということに対しての理由づけというか設定根拠をですね明確に示さなければいけ ないと思うんです。なので、ちょっとその今の御答弁だと、ちょっと理解に苦しむところがあるん ですけども、ほかにその報酬を設定するに当たって、ほかに議論、話の過程でですね出なかったの か、ちょっとその詳しいところをもう少しお聞かせ願えますか。

- ●議長(菊地衛君) 答弁、市長。
- ●市長(横山忠長君) 単純に全県の市町村の報酬を比べても、これはなかなか無理があると思います。というのは、農地面積の関係が一番大きいわけですよね。それで、今回の国の方針は、現在の農業委員を大体半分程度にしなさいという形があります。じゃあ半分程度なれば、それだけ農業委員の皆さんの活動が、1人当たりの活動も範囲が大きくなるということもございます。じゃあもしこれから全県的に見ても、あるいは同じ農地面積に比べても、にかほ市は極端に低いと。だとすれば、何を基準にしてどこまで上げるかというのが、これいろいろ議論したところです。だからといって、根拠となるものは、今、農業委員会事務局長が言ったように議員報酬が十二、三%くらい上がっているので、これ以上は絶対上げられないと、少なくとも。ですから、このくらいの設定の中で農業委員会と協議してくださいと、そういう話をしてね、農業委員会の方でも納得していただきましたから今回このような形で提案をさせていただきました。

それから、新しい形での農業委員というのは、井川町とうちだけですので、4月1日からのやつは ね、井川町とうちの方だけ。あとは今の形が継続していきますけれども、そういう他市町村の今後 色々変わっていきますから、そういう状況を見ながらもう一度精査することも必要ではないかと、 その前段として、この報酬額については議員報酬を参考にしながら設定させていただいたというこ とでございますので、御理解をいただきたいと思います。

●議長(菊地衛君) これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号にかほ市観光拠点センター条例制定についてから議案第93号平成27年度にかほ 市ガス事業会計補正予算(第2号)についてまで5件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 質疑なしと認めます。これで議案第89号から議案第93号の質疑を終わります。 日程第12、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第90号の審査のため、議長を除く18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- ●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
- 一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により年長議員から司会をお願いします。10番佐々木弘志議員。

しばらく休憩します。

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(18名)

2 番 渡 部 幸 悦 正 明 4 番 佐々木 6 伊 藤 知

飯 尾 明 芳 8 番

佐々木 弘 志 10 番

小 文 12 番 Ш 正

男 14 番 鈴 木 敏

16 番 宮 崎 信

18 番 佐 藤 元

佐々木 3 番 雄 太

三 5 番 奥 山 収

7 番 伊 藤 竹 文

番 市 川 次 9 雄

佐々木 平 嗣 番 11

13 番 伊 東 子 温

15 番 男 佐々木 春

17 番 加 藤 照 美

佐 藤 昭 19 番 文

欠席委員(0名)

.....

議会事務局職員

議会事務局長 班長兼副主幹 佐 藤 信 夫 加藤 潤

主 事 須 拓 也 田

.....

説 明 員

> 市 長 忠 長 副 市 横 Щ 長 須 田 正 彦

> 総 務 部 長 教 育 長 藤 光 正 齌 藤 均 齌 (危機管理監)

> 伊 務 部 市民福祉部長 東 長 佐 藤 正 春 秀

> 商工観光部長 農林水産建設部長 佐々木 佐 藤 正 敏 春 (雇用対策政策監)

> ガス水道局長 育 次 斖 義 行 橋 教 長 藤 高 元 消 防 長 伊 東

企 画 課 長 佐々木 俊 総務部総務課長 齋 藤 隆 哉 課長 佐 藤 正 之 農林水産課長 克 之 財政 佐藤 観 光 課 長 佐 藤 均 農業委員会事務局長 平 野 清 克

.....

午前10時25分 開 会

●年長委員(佐々木弘志君) にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する 定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任について議題といたします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に15番佐々木正明委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、8番飯尾明芳委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員(佐々木弘志君) 異議なしと認めます。したがって、委員長には15番佐々木正明委員、 副委員長には8番飯尾明芳委員が決定しました。

15番佐々木正明委員、8番飯尾明芳委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

【一般会計予算特別委員長(佐々木正明君)が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長(佐々木正明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 委員長に指名されました佐々木です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第90号を、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

| ●一般会計予算特別委員長(佐々木正明君) | 異議なしと認めます。 | したがって、 | そのように決定 |
|----------------------|------------|--------|---------|
| しました。 | | | |
| これで一般会計予算特別委員会を散会します | t . | | |

| | 午前10時29分 | 散 | 会 | |
|--|----------|---|---|--|
| | | | | |
| | | | | |

午前10時31分 再 開

●議長(菊地衛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第84号から議案第93号までの10件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。 これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第14号から陳情第17号までの4件は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ 所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午前10時31分 散 会